

企業診断事業の強化

中小企業の合理化近代化のためには、企業管理技術、特に経営経理上の問題と技術革新の両面にわたって、絶えず変化する新時代の波に対処していくことが必要である。このため、中小企業指導法を基礎として行なう経営診断事業については、広域診断、集団診断並びに個別診断を行なうが、今後は特に重点を新増設される各種企業、業種別振興臨時措置法や近代化促進法に基づく業種および集団

化、団地化にともなう集団診断に重点を置く。

- (1) 集団化診断の強化
工業部門については、産地別、業種別の診断指導を強化し、大工場誘致の基礎条件である受入態勢の整備強化をはかる。商業部門については、都市商店街と地方商店街の在り方を明示することにとり、広域商業的な配慮により、合理的な他産業との関連発達を推進する。
- (2) 中規模企業の診断の優先実施

モデル工場拝見

昭和三〇年頃県の企業診断をうけた時に、原料買入れから製造、販売に至るまでの計画性の不足。それによりある資料が十分に活用されていない点を指摘された。「勧告に忠実に従った」と高橋常務がいうように、その結果は将来の見通しにつながり、それまで製造の中心であつた一般漁網は将来需要の減少でジリ貧を続けるという観点から、新製品の開発へ目が向けられた。

計画的に設備更新

荒尾市・第一製網

三一年から合織海苔網の製造という革新的な新製品の開発にとりくみ、五年から販売ルートにのつた。企業が独自の専門製品をもつことは強い。現在では全国合織海苔網需要量の四二・三%をまかなっている。

ここで、この独自の製品を中心とした設備の近代化に意欲的。全国でも最大という胚股編網機を特別注文で導入したり、また今年から来年にかけては、現在、別々の棟に分離している製造工程を統合して、一貫工場にするための合理化計画も進行中。

そして、これら設備の近代化には、計画にのつた安全堅実な経営を基調に、中小企業金融公庫などの長期設備資金が活用されている。

労務管理の面でも、講習会や従業員健康定期検査などと充実。効果は過去四百万時間の無災害記録にもあらわれている。

個別診断については、技術革新、大量生産、大量消費、流通革命などの担い手として、中規模あるいはこれに近い層の企業がもっとも近代化を迫られているので、中規模企業の診断を優先的、重点的に実施する。

(3) 個別診断の量的拡大
従来の診断事業は質を尊んだが、これからは量的な拡充もあわせて考慮すべきである。このため、民間診断員の一層の活用をはかるほか、商工会議所、商工会に配属されている経営指導員の診断能力を高め、これを活用する。

従業者福祉の向上

中小企業の近代化のためには、労働力の確保、従業者の福祉の向上、労使関係の適正化が極めて重要である。

最近における若年良質労働力の流出傾向は、本県における中小企業にも深刻な影響を与えているが、これは本県の中小企業が大企業または先進県との労働条件の格差がいちじるしいことも大きな原因であると考えられる。したがって賃金、労働時間、安全、衛生などの労働条件について、法定労働条件の確保をはかるとともに、最低賃金制、労働保険および社会保険の任意適用（五人未満の事業所）中小企業退職金共済、一斉週休制および閉店制、勤労青少年の体育、文化面での

中小企業合理化

モデル工場とは

中小企業合理化モデル工場制度は、中小企業指導計画にもとづく経営の診断をうけた企業の中から、著しく改善効果があつた工場を、経営合理化の「生きた実例」として、中小企業庁が指定。このモデル工場を一般の中小企業者に示して、広く合理化の推進に役立てようというもの。

現在本県では、熊本市の白屋クリーニングと、荒尾市の第一製網株式会社との二つが指定をうけている。

要件として

- (1) 中小企業指導法第二条第一号または第三号に該当するものであること。
 - (2) 経営者が企業合理化に熱意があり、本制度の趣旨を理解し、かつ、協力的であること。
 - (3) 企業の収益性、安全性等経営成績が総合的に良好と判定されるものであること。
 - (4) 診断を受けた結果著しく改善効果を受け、経営各部門にわたって管理が良好であり、かつ、特に優れた部門をもち管内中小企業の経営合理化のモデルとするに足るものであること。
- 指定期間は二カ年。県は、モデル工場を实地見学、研究会、その他効果的な方法で中小企業者に紹介する一方、中小企業庁、通商産業局とタイアップして経営発展のため努めている。
- (商政課)

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、国の援助によって広く退職金制度を普及することにより、中小零細企業に働く従業員の福祉増進をはかり、将来に安心して働いてもらうというものである。

八月末現在、本県で八四五事業所、一三、五六五人(累計)が加入している。

この制度は、中小企業主が中小企業退職金共済事業団と契約(加入申込)をし、従業員ごとに掛金を定め、代理店(金融機関)を経由して毎月掛金を納めておけば、従業員が退職したときには事業団が退職金を支払うという仕組みである。掛金は税法上損金、また必要経費として全額免税され、受け取る退職金にも三年以上になると一部に国庫補助金が加算されて大変有利である。

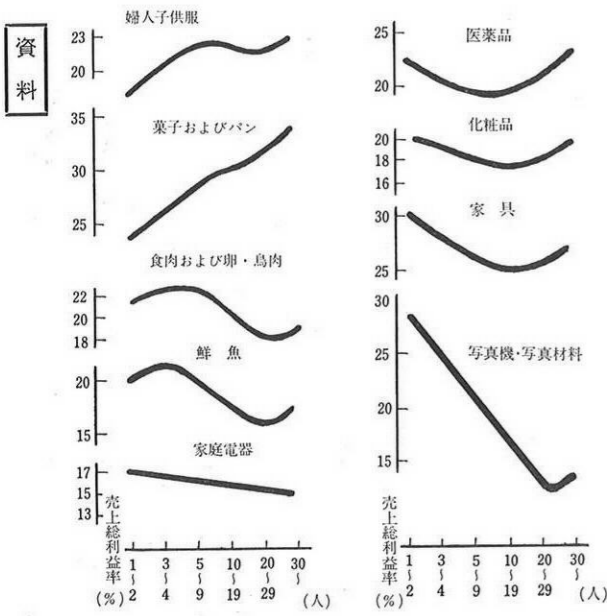
建設業にも退職金制度

建設事業現場で働く労働者を対象とする建設業退職金共済制度が、昨年から実施されている。

この制度は、建設業退職金共済組合という特別法人(各県に支部)が運営。建設業者が日雇い失業保険のように手帳に証紙を貼る(雇い主負担)ことによって進められる仕組みである。この制度が有効に働くためには、この現場でも証紙を貼ってもらうことが必要で、建築・土木・電気・水道・その他すべて建設業に属する全業者の加入が要請されている。

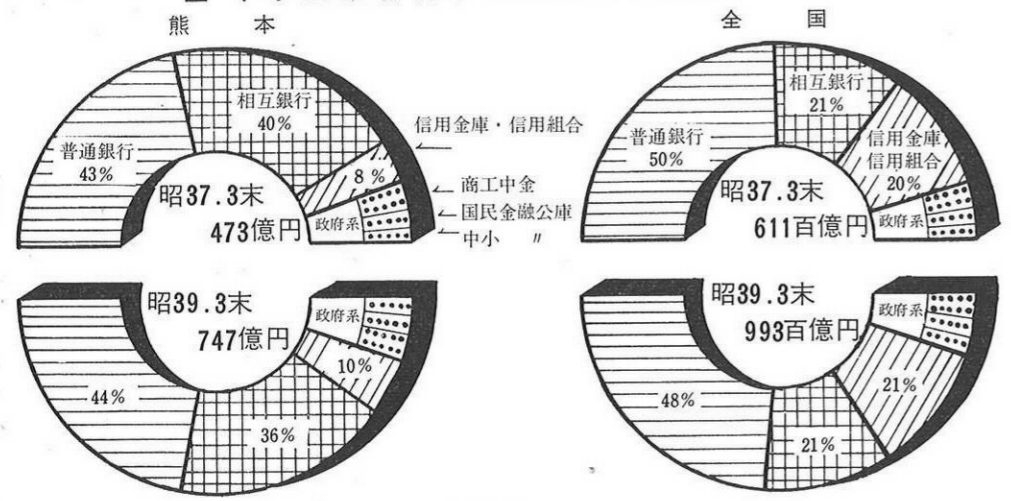
(労政課)

小売業売上の従業者規模別総利益率



注) 売上総利益率の計算は、当期販売額-当期仕入額/当期販売額によつた。
(資料) わが国の商業 1963 (通産省調査統計部編)

中小企業者向け融資残高の比較



注) 金額は、名目額である。(資料) 県商政課調べ